○文部科学省令第二十一号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出し中「、発達障害支援専門官」を削り、同条第一項中「、発達障害支援専門官一人」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第三十三条の見出し及び同条第一項中「、校務改善専門官及び学力調査分析専門官」を「及び校務改善専門官」に改め、同条第五項を削る。

第三十九条第三項「、救急医療専門官、」を「及び」に改め、「及び卒後臨床教育推進専門官」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

第四十条の見出し及び同条第一項中「育成奨学専門官、」を「企画官、育成奨学専門官及び」に改め、「及び外国人学生指導専門官」を削り、同条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2　企画官は、命を受けて、学生・留学生課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

第四十八条第二項に次の一号を加える。

四　国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

第六十八条の見出し中「並びに」の下に「廃炉技術開発企画官及び」を加え、同条第一項中「並びに」の下に「廃炉技術開発企画官及び」を、「原子力連絡対策官」の下に「それぞれ」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11　廃炉技術開発企画官は、命を受けて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃止措置に関する技術の研究開発に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第八十四条第三項中「室長」の下に「並びに芸術文化アーカイブ専門官」を、「舞台技術専門官」の下に「それぞれ」を加え、同条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　芸術文化アーカイブ専門官は、芸術に関する作品その他の資料の収集、整理、保存及び利用に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

第八十七条の見出し及び同条第一項中「、文化財不法輸出入規制専門官及び文化財武力紛争対策専門官」を「及び文化財不法輸出入規制専門官」に改め、同条第七項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第二十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、八五九人」を「一、八五五人」に改め、同表文化庁の項中「二三四人」を「二三三人」に改め、同表合計の項中「二、〇九三人」を「二、〇八八人」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の文部科学省定員規則（次項において「新令」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

2　新令第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十七年九月三十日までの間においては、一、八九三人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○厚生労働省令第八十三号

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条の二第三項の規定に基づき、地方年金記録訂正審議会規則を次のように定める。

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

地方年金記録訂正審議会規則

（所掌事務）

第一条　地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百条の九第三項の規定により読み替えられた同法第二十八条の四第三項及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の九第三項の規定により読み替えられた同法第十四条の四第三項の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務をつかさどる。

（組織）

第二条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条　委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、学識経験のある者のうちから、地方厚生局長が任命する。

（委員の任期等）

第四条　委員の任期は、二年とし、一年ごとに、その半数を任命する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、第二条第二項の規定による特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　委員等は、非常勤とする。

5　委員等は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第五条　審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

（部会）

第六条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第七条　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。